宝塚市立長尾中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

本校は、「人間尊重の精神を基盤とした豊かな心を持ち、自ら学ぶ意欲を高め、社会の変化に主体的に対応できる、たくましく実践力のある人間を育成する。」ことを学校教育目標として、教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図りながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が制定され,平成 26 年 11 月には宝塚市いじめ防止基本方針が策定され,平成 31 年 3 月に改定された。それを受けて本校は,いじめの防止等(いじめの防止,いじめの早期発見及びいじめへの対処)についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校いじめ防止基本方針を策定した。この度、宝塚市いじめ防止基本方針が改定されるにあたり、本校の基本方針も見直すものである。

1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての生徒に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つ として位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② 生徒にも、「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての生徒に理解させなければならない。その際、生徒も巻き込んだ活動とする。
- ③ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ 問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- ○冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる
- ○仲間はずれや集団による無視をされる
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○金品をたかられる
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が「いじめ」に当たるかを判断し、いじめの解消の対処に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・ 実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。いじめ防止委員 会の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ防止委員会の機能を既存の生徒 指導委員会等に担わせることがないようにする。

(2) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

(3) 役割

いじめ防止委員会は, 次の役割を担う。

- ○「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する
- ○学校基本方針に基づき,いじめ防止等の取組に関して,教育課程の編成・実施等, 具体的な年間計画を作成するとともに,その実施結果を検証する。また,必要に 応じて学校基本方針を改定する。
- ○いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や生徒の問題 行動などに係る情報の収集と記録を行う。
- ○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速 な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導や支援 の体制・対応方針の決定を行う。
- ○いじめに対する校内研修の企画及び運営を行う。
- ○部活動での問題も共通理解を図り、組織的対応を行う。
- ○いじめ防止等に関して保護者や地域との連携をはかり、学校の取組に関する情報提供を行う。
- ○推進法第二十八条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に 応じて適切な専門家を加えて対応する。

4 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組や校内研修等の取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ

P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で,定期的に点検,評価を行い,年間計画を 見直していく。

5 いじめの未然防止

(1) 意義

すべての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送るとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組む。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりの内面に基づき、全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

ア 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを教職員が認識し、生徒一人一人にしっかりと理解させなければならない。そのために、すべての教育活動の中に人権尊重の視点を持ち、生徒の人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。

イ 道徳教育の実施

生徒が道徳的な心情や判断力,道徳的な実践意欲や態度を育むことは,いじめの防止に大変有効である。生命を大切にする心や互いを認め合い,協力し,助け合うことのできる信頼関係や友情を育み,善悪の判断などの規範意識を持ち,いじめをしない,させない,許さない,見逃さない態度を育てる。そのために,「教科書」「兵庫県道徳教育副読本」や生徒の現状を踏まえた自主教材を活用しながら,充実した道徳教育を計画的に進めていく。

ウ 体験活動の実施

体験活動は、生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得などに繋がる。 また、集団での宿泊体験や社会体験などは、仲間意識や自己肯定感、自尊感情等を 育む。1年生での転地学習、2年生でのトライやるウィーク、3年生での修学旅行 をはじめとして、体験活動を計画的に進めていく。

エ わかる授業づくり

学力に不安がある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、 そのことがいじめ等の問題行動を生む一つの要因となっている。そのため、生徒に とって学ぶ喜びを感じることができるよう「分かる授業・楽しい授業」の創造に努め、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を持たせるように取り組む。

オ 部活動における指導

中学生が自分の学級や学年を離れて自主的,自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを育成する。また、人間関係の構築や自己肯定感の向上など、その教育的意義は高い。こういった意義が達成されるよう「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」に則り、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導をとおして、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る。指導に当たっては、「連帯責任」を取らせる等、特定の部員に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を行う。また、部活動内でのいじめや生徒指導上の問題を部活動内に留めることなく、いじめ防止委員会等で情報共有を行い、適切な対応を組織的に行うようにする。

6 いじめの早期発見

いじめ防止等の取組の中で、生徒に SOS を発信してもらうことは重要である。しかし、 生徒が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、 生徒の心の危機に対応することはできない。教職員は、いじめが大人の目につきにくい場 所や時間で行われるなど、気付きにくいこと、また、一見遊びやふざけているように見え ることがあり、判断が難しいことを十分認識しなければならない。生徒の様子、人間関係、 服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階 から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努める。

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を原則として学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象生徒が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。また、第1学期には、市教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」を行う。また、回答結果の分析に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングを活用する。

(2) 教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

生徒や保護者から,安心して相談してもらえる教職員であるよう,日ごろからコミュニケーションを密にして,良好な人間関係を構築しなければならない。アンケ

ート実施後は面談や相談週間を設けるとともに、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、学校の相談機能の充実に努める。また、教育委員会(教育支援課)の相談窓口等、いじめについて相談するところの周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や周知に努める。

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている生徒やその保護者、またいじめを見た生徒などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから 生徒との良好な関係を構築する。

(3) 児童生徒の SOS を発信できる力の育成

学校は相談機能の充実を図るととともに、生徒が自分自身や友達の危機に気付き、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、生徒の SOS を発信できる力の育成を図らなければならない。

7 いじめへの対処

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、推進法第二十三条第1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、速やかに「学校いじめ防止委員会」における組織的な対応につなげなければならない。

指導に際しては、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、 社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応しなければならない。

また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携 した対応を行う。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめを発見したときや、いじめに関する通報を受けたときには、「いじめ防止委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。加害生徒に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を

徹底して守り通すという観点から、警察等と相談して対処する。

(2) いじめを受けた生徒や保護者への支援

いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない。必ず守る。」ということをはっきりと伝える。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。また、家庭訪問等により、できるだけ迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、当該生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部人材の協力を得る。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、聴き取りやアンケート等により確認した事実は適切に保護者に提供する。

(3) いじめた生徒への指導、その保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認 された場合は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た 上、保護者と連携した対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助 言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめた生徒がいじめを行った背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて特別の指導計画による指導のほか、教育委員会による出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。教育上必要と認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。決して、主観的な感情に任せて一方的に行わない。

(4) 周囲の生徒への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても,自分の問題として捉えること,いじめを止めることはできなくても,誰かに伝える勇気を持つことを指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては,それらの行為はいじめに加担する行為であること

を理解させる。

なお、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級等で の話し合いなどによりすべての子どもに行き渡らせるようにする。

(5) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

8 生徒の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から,生徒自らが主体となった活動(生徒会活動, 学級活動等)の中で,いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。

- ○どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- ○いじめが起こったとき, 自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいの か
- ○その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか

9 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしてくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。また、生徒の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

内容としては、生徒一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、また、カウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。学校基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員全員が共有し、共通理解を図る。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用することにより、教職員の資質向上を図る。

10 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学級だけでなく通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な生徒も在籍している。このような児童生徒に対するいじめを未然に防止し、または発生したいじめを早期に発見し、対処するには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の生徒を尊重す

る教育の推進が必要であり、特別支援学校との連携、特別支援学級と通常の学級との交流 及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

11 ネットいじめへの対応

(1) 意義

ネット上によるいじめについては、大人が見えにくい中で行われることが多いこと、また、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。

(2) 内容

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、「授業づくり」「集団づくり」「生徒の主体的な活動」等の取組とともに、生徒、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる

こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。

12 家庭. 地域との連携

(1) 意義

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、育友会や地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、 学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

(2) 内容

保護者や地域、関係機関が参画する学校評議員会、青少年育成市民会議などにおいて、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行うことで、地域とのネットワークづくりを推進する。

(3) 留意点

いじめ防止等に関して,保護者や地域の協力を得るために,日ごろからホームページや学校通信等でいじめ防止委員会の役割等の情報や学校の取組を積極的に発信

するほか、オープンスクールの実施等、開かれた学校づくりに努める。

13 教職員がゆとりを持って生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の 運営の改善等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをも って生徒と向き合う時間を確保し、一人ひとりの生徒の状況や学級集団等の様子を日常的 に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に、「勤務の適性化に係る取組について」を配布し、教職員の平均超過勤務時間、 定時退勤日、ノー部活デーの設定、勤務時間終了後の電話連絡について周知し、保護者へ の理解と協力を求める。

14 重大事態への対処

推進法第二十八条第1項に規定されているように, 重大事態とは次のように定義する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①の「生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。」については,いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば,次のようなケースが想定される。

- a 自殺を企図した場合
- b 身体に重大な傷害を負った場合
- c 金品等に重大な被害を被った場合
- d 精神性の疾患を発症した場合
- ②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の 諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、 生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委 員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、 その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えた としても、事態が発生したものとして調査等を実施する。

調査に当たっては、いじめの事実を明らかにするとともに、同様の事案の発生の防止 に全力で努める。